

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市公園法			法令番号	昭和31年法律第79号				
手続名	公園予定地の占用許可、許可事項の変更の許可			根拠条項	第33条第4項				
審査基準	都市公園法第6条第1項及び第3項（都市公園の占用許可、許可事項の変更の許可）の審査基準を満たしていること。								
受付機関	指定管理者	処理機関	所管の土木事務所	交付機関	所管の土木事務所	標準処理期間	10（30）日	目次	37
						標準経由期間	－（20）日	No.	